

公立大学法人大阪工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が郵便方式により行う工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札（以下「郵便方式一般競争入札」という。）において、関係業者の入札参加意欲及び受注意欲を反映するとともに、談合根絶・不祥事防止を目指し、さらなる客観性・競争性、公平性、透明性の向上を図るため、公立大学法人大阪会計規程第43条の規定に基づく一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（実施対象）

第2条 対象とする入札案件は、予定価格が1000万円以上の契約とする。ただし、公立大学法人大阪理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものを除く。

（入札案件の公告及びその方法）

第3条 理事長は、入札に関する情報を公告する。

2 前項の公告の方法は、理事長がインターネットの利用により入札説明書を掲載することにより行う。ただし、天災その他やむを得ない事情でインターネットの利用によることができないときは、法人の掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

（公告する事項）

第4条 入札案件の公告する内容は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第3条第1項の規定による。

（入札参加資格）

第5条 郵便方式一般競争入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法その他の遵守事項に関する誓約書を提出できる者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち当該工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- (4) 対応業種について、公告に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

- (5) 当該工事における建設工事の種類に応じた建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置できる者であること。
- (6) 入札参加申出書を提出した日（法人に到達した日とする。以下同じ。）から開札日時までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ウ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当する者
- 2 前各号に定めるほか、工事の内容により必要と認められる入札参加資格を対象工事ごとに定めることができるものとする。
- 3 経営事項審査の内容を入札参加資格の要件とする場合は、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 第 1 項第 4 号に示す審査基準日は、開札の日から遡って 1 年 7 ヶ月以内の日とする。
 - (2) 総合評点を要件とする場合は、大阪府の最新の入札参加資格登録の総合点数とする。

（関係資料の交付）

- 第 6 条 当該工事の入札に参加するために必要となる設計図書、補足説明書、特記仕様書、契約書案、共通入札説明書その他の資料（以下「設計図書等」という。）は、法人ホームページ又は大阪公立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、無償で交付するものとする。
- 2 ホームページにより交付することが適さない設計図書等は、その他の方法により交付することができる。
 - 3 設計図書等の開示にはパスワードが必要となるため、パスワードの交付申請期限までに資料開示のパスワードの交付を申請しなければならない。
 - 4 資料開示のパスワードの交付を受けていない者の入札は、無効とする。

（予定価格等の公表）

- 第 7 条 予定価格は、入札公告に記載して公表し、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格は、落札者決定後速やかにホームページにて公表する。なお、価格については、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額で公表する。

（質問の方法）

- 第 8 条 公告の内容に質問がある場合は、指定した期間内に、入札公告で示す方法により設計図書等に対する質問を提出することができる。
- 2 設計図書等に対する質問は、案件ごとに提出するものとする。
 - 3 前項の質問の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、回答は

ホームページに掲載する。

(現場説明会)

第9条 原則、行わないものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第4条により見積もる金額の100分の2以上とする。ただし同規程第5条に該当する場合は免除とする。

(入札参加申出書の提出)

第11条 郵便入札参加者の入札参加意思等を確認するため、案件ごとに参加希望者に入札公告で示す所定の入札参加申出書(以下「申出書」という。)の提出を求めるものとする。

2 申出書は、入札公告で指定した提出先に提出期限までに到達しなければならない。なお、法人への直接持参は認めない。

(入札方法)

第12条 入札は公立大学法人大阪工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)入札心得(以下「郵便方式一般競争入札心得」という。)に基づき実施する。

2 前項に規定する郵便方式一般競争入札心得の定め以外に必要な事項を定める必要があるときは、第4条により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札の保留、延期又は取り止め)

第13条 入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める(以下「保留等」という。)ことができるものとする。

(1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等とすべきと判断したとき。

(調査の実施)

第14条 前条第1項第2号の規定により、入札を保留等にしたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

2 前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、共通入札説明書に明記するものとする。

(事後審査)

第 15 条 開札の結果、落札者の決定を留保した上、予定価格の制限の範囲（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲）で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とし、落札候補者に対して、入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を行う。

2 事後審査を行うため、落札候補者に事後審査申請書（以下「申請書」という。）及び事後審査資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

3 落札候補者は、指定した日時までに、入札公告で示す方法により申請書及び資料を提出しなければならない。指定した日時までに提出がない場合は、落札候補者としての権利を失う。なお、提出された書類の返却は行わない。

4 資料の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (3) 配置技術者調書
- (4) 建設業の許可登録証（建設業許可の通知文など）の写し
- (5) その他必要と認められるもの

5 配置技術者調書には、監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証（3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、健康保険被保険者証）の写しを、主任技術者にあつては技術検定合格証明書（実務経験によるものは経歴書）の写し、健康保険被保険者証の写しなどの照合書類を提出させるものとする。提出しない者についての取り扱いは、第3項のとおりとする。

6 落札候補者が同額により2人以上あるときは、郵便方式一般競争入札心得第9条第1項及び第2項の規定により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。この場合、上位順位の者の資格が有効であると認められた場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

7 第1項の審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、直ちに、次順位の最低の価格を提示した者を落札候補者とし、事後審査を行う。

8 前項の審査は、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(工事費内訳書)

第 15 条の 2 落札候補者に対しては、前条第 4 項及び第 5 項に規定する資料の提出時に、本法人が指定した工事費内訳書も提出させるものとし、必要があると認められる場合は、工事費内訳書の内容の説明を求めること及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることができるものとする。

(低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する場合の根拠資料)

第 16 条 低入札価格調査制度を採用した入札で低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の価格で入札した者には、当該入札価格の根拠とする詳細資料（以下「根拠資料」という。）を入札公告で指定された提出期限までに作成させるものとする。

2 第 15 条第 1 項又は第 7 項の規定により事後審査を実施する者（以下「事後審査の対象者」という。）の入札金額が、調査基準価格未満である場合は、当該事後審査の対象者に前項の根拠資料を入札公告で開札の日以降の日を指定した上、提出させるものとする。なお、提出された書類の返却は行わない。

3 根拠資料を作成しない者は、調査基準価格未満の価格での入札を認めない。

4 根拠資料の作成方法及びその他必要な事項については、設計図書等で明らかにしなければならない。

5 当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かの調査及び審査（以下「低入札調査」という。）は、根拠資料に基づいて行う。

(事後審査結果)

第 17 条 事後審査の結果については、事後審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、原則として申請書及び資料等の提出日から起算して、5 日以内（土・日・祝日を除く。）に速やかに行うものとする。ただし、これにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。

(入札参加資格がないと認められた者の理由の説明の要求に対する取り扱い)

第 18 条 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して 3 日以内（土・日・祝日を除く。）に法人に対して、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、事後審査結果に対する説明要求書（以下「説明要求書」という。）により行うものとする。

(3) 説明を求められたときは、原則として、説明要求書の提出があった日から 7 日以内（土・日・祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(4) 説明を求めた者に参加資格があると認める場合には、当該審査結果通知を取り消し、前号に規定する回答を併せて、改めて入札参加資格が有効である旨の通知を行うものとする。

(無効の入札)

第 19 条 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札、並びに本要綱、郵便方式一般競争入札心得、共通入札説明書、入札公告等に示す条件等に違反した者の入札、及び、次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札で契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた入札をした者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札でその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる入札をした者
- (3) 最低制限価格を設けた場合、当該金額未満の入札を行った者
- (4) 第 15 条第 3 項及び第 16 条第 2 項に規定する提出期限までに、申請書及び資料の提出を行わない者
- (5) 開札後から落札決定までの期間において、次のアからオまでのいずれかに該当した者の入札
 - ア 入札参加資格の要件を満たさなくなった者
 - イ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月を経過している者
 - ウ 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けている者
 - エ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当する者
 - オ 公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 15 条第 1 項に該当する者

(落札者の決定)

第 20 条 事後審査の結果、資格が有効であると認められた者を落札者とする。

- 2 事後審査の結果、資格が有効であると認められた場合であっても低入札調査を行う必要がある場合は、前項にかかわらず、落札決定を保留し低入札調査を行い、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めた者を落札者とする。
- 3 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合であっても、前条に規定する無効事由に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事後審査の結果、資格が有効であると認められた者に限る。

(開札結果及び入札結果の公表)

第 21 条 開札後、落札候補者がいる場合は、速やかに開札結果を公表し、落札者決定後、入札結果を公表する。なお、入札結果の公表に関する基準については、別に定める。

(虚偽の記載をした者に対する取り扱い)

第 22 条 提出書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

2 前項において、無効の入札を行った者は、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づき入札参加停止を行う場合がある。

(入札参加等における費用負担)

第 23 条 申出書、入札書等の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。なお、第 13 条により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。